

第4回検討委員会以降の 条例（素案）に対する 委員ご意見

※ 資料 2 「（仮称）行田市障がい者差別解消推進条例～共生社会づくり条例～（素案）」
と併せてご確認ください。

第4回検討委員会 合意事項

- 4段落目の「思いやる」という言葉は、上下関係が生まれてしまう場合があるため、変更または削除する方針とし、事務局で再検討すること。



検討のポイント

- 行田市民憲章は「思いやりの心で 住みよいまちをつくります」としている。

<行田市民憲章>

わたくしたちは埼玉県名発祥の地 恵まれた自然と輝かしい歴史をもつ
行田の市民であることに誇りと責任を感じます
わたくしたちはみんなのしあわせを願ってさらに明るく豊かな住みよい
郷土をつくることを誓い この憲章を定めます

- 1 自然を生かし美しいまちをつくります
- 1 郷土を愛し文化のまちをつくります
- 1 仕事に誇りをもち豊かなまちをつくります
- 1 思いやりの心で住みよいまちをつくります
- 1 きまりを守り明るいまちをつくります

市民憲章との整合をとる観点から「思いやりの心を持つ」と修正してはどうか。

(資料2：P1)

第4回検討委員会 合意事項

- 前文に「障がいの社会モデル」に関する内容を具体的に記載する。



検討のポイント

- 「障がいの社会モデル」とは、「障がい=バリア」は、社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障がいがいまっけてつくりだされてるものであることをいう。
 - ※ 「障がいの社会モデル」に対して、障がいは個人の心身機能の障がいによるものであるという考えを「医学モデル」という。
- 障害者基本法等にも、この考え方が採用されている。
- 規定する場合は、条例の根幹をなす考え方として、前文以外にも規定した方が良いのではないか。



「前文」、「第2条（定義）」、「第3条（基本理念）」等に、「障がいの社会モデル」を規定してはどうか。

（資料2 : P1・3・6・8・14・23・24）

第4回検討委員会 合意事項

- 障がいを理由とする差別について、直接差別以外の差別も含むことができるよう、例えば「あらゆる形態の差別」などと規定する方針とし、事務局で文言を検討すること。
- 差別の種類等の詳細は、逐条解説等で示すこと。

委員からの追加のご意見

- 「（４）不当な差別的取扱い」に、直接差別、間接差別、関連差別、複合差別を入れるべきではないか。

【理由】

- ・ 条例上に規定することで、どういうものが差別に当たるのか伝えやすい。
（逐条解説では読まれないのではないか）
- ・ 規定されない場合、障がいのある方にとって不利益となる恐れがある。



検討のポイント

【直接差別、間接差別、関連差別について】

- 障害者差別解消法立法に当たり、差別禁止部会（内閣府）では次のように整理された。

（差別の種類）


差別の種類	内容	例
直接差別	<ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由にした区別、排除、制限などの異なる取扱いがなされる場合 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者は、原則として飛行機の搭乗はできません
間接差別	<ul style="list-style-type: none"> 外形的には中立の基準、規則、慣行ではあってもそれが適用されることにより結果的には他者に比較し不利益が生じる場合 	<ul style="list-style-type: none"> マイカー通勤規則を定める就業規則があるため、公共交通機関の利用が困難な社員（例えば、車いす使用者）が退職を余儀なくされる
関連差別	<ul style="list-style-type: none"> 障がいに関連する自由を理由とする区別、排除又は制限などの異なる取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 車いすを使っている人は、入店を断る
合理的配慮の不提供	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が他の者と平等な機会や待遇が確保されるには、その者に必要に応じて現状が変更されたり、調整されたりすることが必要であるにもかかわらず、そのための措置が講じられない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の入口に存在する段差を解消する措置を講じない

（関連差別と間接差別）

- 間接差別は、関連差別と基本的な部分では重なり合うものと評価できるため、関連差別の種類に統合するのが適切である。

検討のポイント（続き）

- 直接差別、関連差別、間接差別を規定することで、
 - ・ 障がいのある人が、直接差別以外の差別についても広く相談できる。
 - ・ 市民や事業者に対して説明しやすくなることで、理解が進む。等といったメリットが考えられる。
- 一方、関連差別や間接差別については、対象範囲が曖昧で、具体例も十分に蓄積されていないため、条例という性格上、すべてを詳細に規定することに課題がある。
- 関連差別・間接差別を条例に規定している自治体では、「障がい又は障がいに関連する事由」と規定することで広く相談を受け付け、実際の相談の中で、個々の状況に応じて対応しているとのこと。

- 
- 直接差別、関連差別、間接差別について、
 - ・ 条例上に「障がい又は障がいに関連する事由」と規定するとともに、
 - ・ 周知に当たり、各種広報資料等に具体例を記載してイメージしやすくすることでどうか。

（資料2：P3）

検討のポイント（続き）

【複合差別について】

- 複合差別とは、一般的に、「障がいを理由とする差別と他の差別的事案が複合的に関連する差別」をいう。
 - ※ 特に障がいのある女性が、「障がいがあること」「女性であること」の両面で差別を受け、さらに困難な状況に置かれている場合があることが、様々なところで言及されている。
- 障がいを理由とした差別の中に他の差別的事案との複合差別を規定することには技術的な課題があるが、差別解消の推進に当たっては、障がいのある女性をはじめとして複合的な理由で困難な状況に陥っている場合に、特に配慮や留意が必要であることを明記しておくことは重要ではないか。



複合差別について、条例全体に関わることとして、複合的な原因で困難な状況にあることや配慮が必要なことを、第3条（基本理念）に規定することでどうか。

（資料2：P6）

委員からの追加のご意見

- 「（3）障がいのある人やその家族等の選択や意思が尊重されるよう」について、障がいのある人の意思決定を尊重するため「その家族等」を削除してほしい。ただし、成人しているものに限りたいため、【例】のとおりとするのはどうか。

【例】

- （3）障がいのある人の選択や意思が尊重されるよう、必要な支援に取り組むこと。ただし、障がいのある児童に対しては、障がいのある成人と異なる支援を必要とすること。



検討のポイント

- 「障がいのある人の」選択や意思が尊重されることが重要
- 障がいのある児童には、成人の障がいのある人とは異なる支援の必要性があることに留意することが重要



ご指摘を踏まえ（微修正の上）規定することでどうか。

委員からの追加のご意見

- 第1項に「あらゆる生活の場面」という文言を入れてほしい。



検討のポイント

- 今般、第8条（不当な差別的取扱いの禁止）・第9条（合理的配慮の提供）において、具体的な分野の例示をしながら日常生活や社会生活に関して規定する予定
- この第8条・第9条から構成される「障がいを理由とする差別」の解消の推進に関する施策を実施することとされているため、現行の規定で「あらゆる生活の場面」におけることが規定されている※ことになる

※第4条～第6条は「第1章 総則」に位置付けられており、各主体（市、事業者、市民）の責務を総論で規定する箇所だが、条例という形式上、他の条項で規定するものを重複して規定することが馴染まない。



条例の形式上、現行の表現で規定されていると整理されるため、このままとさせていただくことでどうか

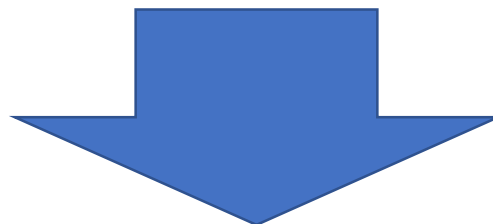
（資料2：P8）

第4回検討委員会 合意事項

- 範囲が限定されないよう（こぼれ落ちないよう）、細かく規定しすぎず、包括的な規定をおく。
- 例示する分野については、現行の「教育、雇用」だけでなく、医療や交通など、いくつか追記すること。

委員からの追加のご意見

- 行田市障がい者ネットワーク案のような個別の項目についていれるべきではないか。
- 「あらゆる生活場面」という文言が入っていることはいい。



検討のポイント

- 差別は、あらゆる場面で発生する可能性があり、記載した場合、かえって対象が限定されたり、「それ以外の場面では差別をしてもよい」という誤解を招く恐れがあるため、包括的な規定をおくことが良いのではないか。
- 差別解消のためには、可能な範囲で具体的に記載することでイメージしやすくし、理解を促進していくことが重要ではないか。



アンケート調査において差別を受けた場所として多かった
「福祉、教育、雇用、交通、医療、商業」を個別に追記することでどうか。

また、「あらゆる生活の場面」を改め「その他障がいのある人の日常生活又は社会生活に関する分野」という包括的な規定をおき、すべての日常・社会生活に関する分野で差別を禁止することを明示することでどうか。

（資料2：P11）

(参考) 日常生活又は社会生活に関する分野のイメージ

障がいのある人の日常生活又は社会生活に関する分野

福祉

教育

雇用

医療

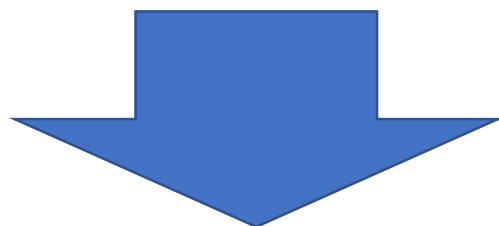
交通

商業

その他の障がい者の日常生活又は社会生活に関する分野

委員からの追加のご意見

- 個別に以下の文言を入れてほしい。
 - （1）教育、療育又は保育を提供する場合
 - （2）住居、道路、建物、交通機関その他の生活環境に関する施設、設備又はサービスを提供する場合
 - （3）労働者の募集、採用及び労働条件を決定又は変更する場合並びに就労を継続するための相談支援を行なう場合
 - （4）意思疎通に関して、情報を提供し、又は受領する場合
 - （5）前各号に掲げる場合のほか、障がい者の日常生活及び社会生活全般に関わる場合
- 2 合理的配慮の提供は、建設的対話を通じて、性別、年齢、障がいの状況等に応じて行わなければならない。



検討のポイント

【（1）～（5）について】

第8条と同様、

- 合理的配慮の不提供は、あらゆる場面で発生する可能性があり、記載した場合、かえって対象が限定されたり、「それ以外の場面では合理的配慮が必要ではない」という誤解を招く恐れがあるため、包括的な規定をおくことが良いのではないか。
- 差別解消のためには、可能な範囲で具体的に記載することでイメージしやすくし、理解を促進していくことが重要ではないか。



第8条と同様、アンケート調査において差別を受けた場所として多かった「福祉、教育、雇用、交通、医療、商業」を個別に追記することでどうか。

また、「その他障がいのある人の日常生活又は社会生活に関する分野」という包括的な規定をおき、すべての日常・社会生活に関する分野で、合理的配慮の提供が必要なことを明示することでどうか。

（資料2：P12）

検討のポイント（続き）

【2について】

- 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なり、多様で、個別性の高いもの
= 双方の建設的な対話によって、柔軟な対応が求められるもの

➡ ご指摘の内容について、「合理的配慮の提供」を定義付けしている第2条（定義）に新たに追記することでどうか。

（資料2：P3）

第4回検討委員会 合意事項

- 「インクルーシブ教育」と「インクルーシブ教育システム」は内容が異なるという委員のご指摘を踏まえ、事務局で再検討すること。



検討のポイント

- 「インクルーシブ教育」と「インクルーシブ教育システム」とは、次のとおり

インクルーシブ教育	障がいのある子もない子も、互いに認め合い、共に学ぶ教育
インクルーシブ教育システム	連続性のある多様な学びの場を整備すること



第17条第1項において「インクルーシブ教育」と「インクルーシブ教育システム」の両方を踏まえた規定に修正することでどうか。

(資料2：P24)

第4回検討委員会 合意事項

- 事業者側に対する周知期間等を考慮し、第14条（勧告及び公表の措置）の施行期日は、条例本体の施行期日から半年後としてはどうか。



検討のポイント

- 条例の効果的かつ円滑な施行には、事業者側の理解も重要
- 第12条（あっせんの申立て）、第13条（あっせん）、第14条は相互に関連し、一体的に実施※するもの
 - ※ 勧告・公表以前に、支援協議会が事業者等に意見聴取を行ってあっせん案を作成する など

 **ご指摘を踏まえ、第12条～第14条の施行期日を、条例本体の施行期日から半年後とすることでどうか**

※ 第3章のうち第11条（相談）は、事業者等への周知期間を待つ必要がないため、条例本体の施行期日と同日で施行

その他（全体）

第4回検討委員会 合意事項

- 全体的に文言が粗削りな感じがする。検討してほしい。



検討のポイント

- 条文は、内容の充実に加え、形式に則ったものとする必要がある。



検討委員会における内容面を中心とした検討に加え、事務局から庁内の条例審査部署に、形式面での文言調整を引き続き依頼させていただくことでどうか。